

## 求職者支援訓練広告作成時の注意事項

受講者募集上の留意事項については、次の通り規定されています。

### 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。

(不適当な広告の例)

#### イ 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。

- ・ 求職者支援制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの(「無料受講」「給付支給」「資格取得」の記載自体を禁止するものではないが、就職の実現を目的とした公的な訓練制度であるとの制度趣旨の説明がない又は不明瞭なまま無料受講等ばかりを強調することは不可。)

#### ロ 事実反するもの、説明不足等により誤解を招くもの。

- ・ 「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と記載
- ・ 「誰でも受講可能」「受講すれば誰でも給付支給」と記載
- ・ 「誰でも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と記載
- ・ 自己負担の説明なく「すべて無料」と記載

#### ハ その他

- ・ 求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施者の宣伝等、直接訓練に関係がない事項の記載
- ・ 訓練実施者の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調

これらに関する補足説明を以下に掲載します。

### 1. イに関して

- ① 求職者支援制度は、**就職の実現が第一の目的**です。制度の目的が他の事にあると誤解させるような広告(「資格取得」「受講料無料」「給付金支給」を強調する、単なるキャリアアップと取れるもの等)は、不適切な広告となります。

例1) 「スキルアップしませんか」…×

→ 「職業訓練でスキルアップして就職しよう」…○

例2) 「□□検定2級合格を目指します」…×

→ 「□□検定2級程度の知識を習得し、企業の△△部門で活躍できる人材となることを目指します」…○

- ② 訓練受講料の説明については、受講者負担費用とあわせて記載するなど任意の文言での記載を可といたします。

### 2. ロに関して

- ① 何による訓練かわかりやすくするため、「求職者支援訓練」もしくは「求職者支援制度による職業訓練」と記載するようにしてください。

- ② 求職者の方が制度を十分に理解し、適性や能力に合った適切な訓練を納得して受講できるよう、ハローワークにて職業相談を重ねたうえでの受講申込となります。  
誰でも申し込めるとの誤解を生じさせないためにも、「申込方法」の記載のかわりに、  
「訓練対象者：ハローワークに求職登録を行い、受講の必要性が認められた方」  
「詳しくはハローワークにご相談ください」  
と記載していただくようお願いいたします。
- ③ 任意受験のものは、「訓練修了後に取得できる資格」×→「受験できる資格」としてください。  
(認定申請様式では任意受験の資格についても「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載することになっていますが、広告においては規定の課程を修了することで取得できるもののみ「訓練修了後取得できる資格」として記載してください。)  
※介護分野の訓練については、資格の取得には求職者支援訓練の修了のみでなく、初任者研修または実務者研修を修了することが必要であることを明記してください。

### 3. ハに関して

- 新聞広告・リーフレットなど印刷物による広告に、実施施設（機関）のホームページアドレス（QRコード含む）を掲載してもかまいません。ただし、インターネット上にて不適当な広告・案内が見られた場合には、認定取消の対象となることがありますのでご注意ください。

### 4. その他

- ① 写真の使用について（過去に実施した訓練の風景等）  
被写体の顔が写っている等、個人が特定されうる場合には、本人に写真使用について同意を得るなど個人情報への配慮をお願いいたします。
- ② 広告掲載日と募集期間について  
機構長崎支部及び労働局による審査を経た印刷広告は、訓練認定の日から掲載・配布が可能です。ハローワークでの受講申込書の配布は募集開始日以降となります。  
広告には「募集開始日」の明示を必ずお願いします。
- ③ 問合せについて  
→「授業内容（施設の詳細）などお気軽にお問合せください」は○  
→「まずはお電話ください」は×  
(「2. ロに関して」②に関連。制度に関する説明はハローワークで行います)
- ④ 訓練説明会を実施する場合は、説明会資料のご提供をお願いしております（機構長崎支部経由）。

## 5. 選考に関して

- ・面接時、受講希望者に事前調査票等を記入させる場合は、コース案内等に明記の上、当該調査票を労働局あてご提出ください（機構長崎支部経由）。
- ・調査票については事前提出のないもの、コース案内等に明記されていないもの（「アンケート」としているものも含む）は実施不可とします。
- ・応募者の適性・能力に関係のない事柄について、記入させたり、面接で質問したりしないようにしてください。

## 6. お願い

- ・コース案内と同様に「ハロートレーニング ～急がば学べ～」の文言の記載とロゴマークの挿入をお願い致します。
- ・労働局には基本の書体しかないので、特殊な書体を使用している場合はPDFでの提出をお願い致します。（イラストレーターでの作成は、必ずアウトラインをして下さい。）
- ・広告案、コース案内ともに2枚ある場合にPDFで提出する場合は、1つのファイルに結合して提出をお願い致します。
- ・認定後の広告の提出は余裕をもってお願い致します。

### ※認定様式やコース案内と整合性が保たれているか、ご確認ください※

—受講給付金等について単独で掲載する場合は、次の統一文言に限り掲載可—  
（一部を強調したりしない事。また、下記文言の掲載箇所に関しては、赤色の使用は不可。）

#### 雇用保険を受給できる方

一定要件を満たす方には、訓練期間中「基本手当」「受講手当」と「通所手当(上限あり)」等が支給されます。

#### 雇用保険を受給できない方

一定要件を満たす方には、訓練期間中「職業訓練受講手当（月額10万円）」と「通所手当(上限あり)」等が支給されます。